

横浜地方裁判所委員会（第21回）議事概要

1 日時

平成24年11月21日（水）午後3時～午後5時30分

2 場所

横浜地方裁判所大会議室

3 テーマ

横浜地方裁判所の各支部の実情について～国民に身近で利用しやすい裁判所～

4 出席者

（委員）朝山芳史，内田邦彦，海野信也，倉吉敬，相馬宏治，竹内真一，竹澤秀樹，中寫弘孝，深見敏正，福田護，二見尚子，堀嗣重貴，山岸紀美江，渡邊正義（五十音順，敬称略）

（事務担当者）横浜地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同総務課長，同総務課課長補佐，同課庶務第一係長

5 議事

（1）開会及び所長あいさつ

（2）新任委員の紹介

（新任委員）朝山芳史，竹澤秀樹，相馬宏治，竹内真一，海野信也（任命順，敬称略）

（3）オブザーバーの紹介

横浜地方裁判所進藤修事務局長，横浜弁護士会浦田修志弁護士，同大谷豊弁護士及び同畑谷嘉宏弁護士がオブザーバーとして参加

（4）テーマに関する説明

ア 進藤事務局長から「横浜地方裁判所の支部について」と題して説明

（ア）横浜地方裁判所管内の各裁判所の概要

（イ）裁判所職員の職種

（ウ）各支部で取り扱う事件の種類

- (エ) 横浜地裁管内の事件数
- (オ) 裁判員裁判を行う支部
- イ 浦田弁護士、大谷弁護士及び畑谷弁護士から「横浜地方裁判所の各支部の実情について－国民に身近で利用しやすい裁判所－」と題して説明
 - (ア) 全国の視点から
 - (イ) 相模原支部と合議制
 - (ウ) 川崎支部と労働審判等
- (5) テーマに関する意見交換（発言 ■委員長 ○委員 □オブザーバー）
 - 裁判所と弁護士会のプレゼンテーションをお聞きになった感想を伺いたい。裁判所のプレゼンとして、神奈川県内には4支部あり、一般論として、支部の配置は、神奈川県ならばこの4つぐらいで適当だという感じだったか、少し多過ぎるのではないか、あるいは、もっと増やしたほうがよいのではないかといった感想を伺いたい。
 - NHKの場合は、横浜地裁でいう本庁に当たる横浜放送局というのがあり、その他に記者が1人配置されている報道室が小田原、厚木及び横須賀の3か所ある。例えば厚木の場合は基地の取材があるといった具合に、それぞれそこに設置してある理由はある。
 - 厚木の報道室が、裁判所でいうと、相模原の支部に当たるという感じなのか。
 - 裁判所の配置は、よく分からないが、おそらく符合する。
 - 神奈川新聞は、いかがか。
 - 横浜は本社管内で、そのほかに、横須賀に支社、総局を置いているのが、川崎、平塚、相模原、厚木に県央、小田原に県西。その下に支局がある。
 - 支局は、簡裁程度の規模なのか。
 - 支局といっても、1人記者が、そこに支局を置いて、取材活動をしているというものである。

- 組織的な配置というのは、非常に難しいという思いがする。
- どこに支局を置くかとか、あるいは紙面上の地区版の切り分けをどこで線を引くとか、そういう議論は頻繁に行っている。
- もちろん、新聞社と裁判所では、組織が異なるので配置は変わると思うが、私の前任地のさいたま地裁の支部の配置を考えても、横浜地裁の支部の配置とは、随分違っている。

東京は、規模が非常に大きいですが、支部は立川支部しかない。交通機関が発達しているので、本庁で広範囲をまかなえるということだろう。長野は裁判所の規模としては、東京や横浜より小さいが、管轄地域が広いので、支部は6か所ある。支部の配置は各裁判所の事情に応じて設置されているところである。

では、弁護士会からのプレゼンについて、裁判所に意見を伺いたい。

- まずは民事関係を中心にお話しする。

合議事件を行うかどうかについては、その支部の事件の係属状況や、最寄りの合議事件の取扱いである庁がどこにあるのかという、そこの交通状況等を総合勘案して判断することになる。相模原支部についていえば、本庁との交通のアクセス、どういう事件が係属しているのかということなどを総合考慮する。

ただ、地方裁判所は各都府県に1か所あり、北海道は、面積が広いので札幌地方裁判所のほかに函館地方裁判所、釧路地方裁判所、旭川地方裁判所と、4か所ある。これからすると、行政区画や行政サービスのあり方と密接に関連していて、必ずしも事件数に応じて地方裁判所の数が決められるものではない。

また、合議で扱う事件は、専門的なものが数多くある。横浜地方裁判所では、行政事件、労働事件、交通事件、それと医療事件についての集中部がある。労働法というのは一つ、別の分野を形成しているし、行政法も同様である。

る。このような事件を扱うためには、裁判官も専門的知見を習得したり法的調査を行うことが必要となる。こうした事件に効率的に対応するには、集中部でやるのが、合理性がある。

現に、最高裁で行った裁判の迅速化検証報告書では、医療事件について、医療集中部のある庁とそうでない庁では、医療集中部があるところのほうが、短期間に事件が終わっているということが指摘されている。

以上のことを考えると、相模原支部については、比較的交通のアクセスは悪くないし、また、医療事件についてみれば、本庁のノウハウを蓄積した医療集中部等でその事件を担当するほうが、効率的に早く解決ができるものと考えている。

さらに、労働審判について、支部で取り扱うかどうかについては、当該支部に発生すべきであろう事件数や、最寄りの労働審判を取り扱う庁、横浜では本庁になるが、そこまでの交通事情、それと、事務処理態勢や労働審判員を確保することができるかどうかといった、個別的な地域的な事情等を総合的に勘案して、現時点においては、全国でも立川支部と小倉支部の2つだけの支部で行っている。

労働事件についても、専門的な特殊な分野であるので、それに習熟した裁判官が担当するほうが、効率的にそれを処理できる。もともと労働審判では、3回までで事件を終えるということなので、そういう労働法に習熟した裁判官が担当するほうが、制度趣旨からいって、望ましい。

■ 刑事の関係ではどうか。

- 相模原支部で、例えば保釈請求が却下され、あるいは被疑者が勾留されたという場合に、主として弁護人から、準抗告という不服が申し立てられると、同支部では、合議事件を取り扱っていないので、合議事件を取り扱っている本庁で、その判断をすることになる。

相模原支部でそういう準抗告が申し立てられると、本庁で判断するために

記録を送って、それから本庁で判断することになるので、記録を送るために1時間程度要する。その場合、相模原でこれから準抗告が出るという予告があると、本庁では、準抗告の担当の裁判官が待機し、申立書等は即座にファックスで送付を受けて、どういう事案かというのをあらかじめ承知して、事件処理に臨んでいる。確かに記録の送付に1時間ぐらにかかるが、本庁で処理をするために、本来その日のうちに処理しなければならない事件が、翌日に持ち越されるようなことがないような態勢を取っている。

また、保釈請求却下に対する準抗告があり、それに対し保釈を認める決定がされた場合には、当日中に身柄が釈放されるように、裁判所の関係の職員も待機させているので、交通事情の関係で若干時間はかかるが、迅速な裁判を受ける権利が侵害されるような事態は生じていないと、裁判所では考えている。

それから、川崎支部が裁判員裁判をなぜ取り扱っていないのかという指摘について、裁判員裁判を取り扱う支部というのは、最高裁の規則で決めているので、当庁限りでは決められるものではない。どういう支部で取り扱うかということについては、最高裁で、その地域の対象事件がどれくらい数があるか、取り扱っている本庁までどれくらい時間がかかるかといった交通事情等、支部での事件の処理態勢、そういう地域的な諸事情を勘案して決めると聞いている。

■ 弁護士の意見を伺いたい。

□ 要するに、裁判員裁判も労働審判も、どちらかというところ、典型、一つの見本を作っている段階だというふうに認識をするべきではないか。だから、効率的だとか事件数で取り扱う庁を決めるという考えは、違うのではないか。やはり、例えば国民の司法参加という裁判員裁判の制度設計の趣旨からすると、参加しやすい状況をいろいろなところで作っていくことのほうが正しく、幾つかの典型的なところだけができただけによって、それが前進したとは言

えないのではないか。

また、労働審判でいうと、おそらく下に下ろしていけば下ろすほど、たくさん数が出てくるというふうに思っている。それは、裁判所が破産事件について態勢を変えたときに、破産事件の処理がすごく進んだことと同様である。だから、そういう意味で、事件数が先か態勢が先かということでは、制度設計がいいのであれば、それをいかに広めていくかという角度で考えるべきではないか。

- 合議事件を扱うか扱わないかというのは、事件数だけではないとあったが、相模原で合議事件をやってくれといった場合に、そのしわ寄せがほかの裁判所に行ってしまうのではないかと危惧している。つまり、昭和63年、平成元年頃の裁判所の統廃合があったときに、結局、相模原と苫小牧が支部として認められたが、そのときに、実は41の支部が廃止された。

また、横須賀支部と相模原支部の違いは何なのかと、問いたいところがある。事件数も変わらず、横須賀支部から本庁までは40分、相模原支部からだとも、1時間15分と本庁から距離的にも遠い。しかしながら、横須賀にはすべての機能がある。これはどういうことなのかということを知りたいが、例えば横須賀支部では合議事件をやめるというように、しわ寄せがほかの裁判所に行ってしまうことを危惧しているので、余りそこを強く追求したくないといったところである。

- 平成元年の支部の見直しでは、確かに数を減らしている。しかしながら、当時は、事件増や、その時々的情勢があって、支部を統合することによって生じた余力を事件処理にかけることで、当時の状況を乗り切った。限られた資源をどうやって裁判所の中でうまく使っていくかということもあるのでは、その点は御理解をいただきたい。

- 市民の立場からすると、いろいろな市民の権利というのを平等にしてほしい。平等にするという中で、将来的に、建物をいっぱい建てたりということ

ではなく、例えば、裁判員裁判で随分たくさんテクノロジーを導入して、短時間で視覚的にも分かりやすい説明を弁護士、検察官、裁判官が協力して形を作ったように、現状の問題を今ある技術を使ってどう解決するかということを考えてもらいたい。

先ほど裁判所から話があった、特定の事件を集中して処理する態勢は、専門性のある裁判官を育成する感じがして、非常にいいと感じた。

例えば、IT関係、医療関係、金融関係や労働関係など専門的な知識が必要となる。そうすると、どの裁判官にも専門性というのが求められるような時代が来るかもしれない。そういうときに、全員がすべてのものをやるのではなく、専門性を持ったところで処理するのがよい。場所的には近い方がよいが、それは必ずしも歩いていけるとか車で行ける距離というわけではなく、将来的にはネットワークということになるかもしれない。

これも、もしかしたら、横浜の集中部の人たちがやるが、川崎でも見られる状況、それから、川崎にいて裁判が受けられる状況というのを制度設計でできるようなテレビ会議といったIT技術というのは、もう既に企業だったら、取り入れている。

司法の分野も、全く別の視点で、解決の方法を考えていけばいい。現在ももちろん、解決することはたくさんあるが、将来を見た、5年後、10年後のことを考えて、制度設計をしてほしい。

- 鋭い指摘だと思うが、ネット社会に裁判所は対応できているのだろうか。
- 今お話があったテレビ会議システムとか電話会議システムは、既に導入している。それは、県内という意味ではなく、例えば東京にいる人と福岡にいる人の裁判で、従前は出張して尋問をすとか、どちらかに出頭してもらわないといけなかったが、ずっとファックスで書類のやりとりをして、電話会議で期日を進めていく、そこで、出頭してもらうのは尋問があるようなときだけ、その上で判決をするということが現実に行っている。また、出頭に

くい方については、近くの裁判所に出頭してもらい、そこでテレビ会議システムにより証言いただくということも現実に行っている。支部、本庁間でそれをやるのかということになると、民事訴訟法の要件等に合致するかどうか、それを判断する必要があるので、距離とか繁忙度合いといったことも加味するが、その人の出頭しにくい状況などがあれば、電話会議システムが全く否定されるということではないと思っている。

相模原支部も、平成6年4月1日に発足したときには、裁判官が2人だったが、事件の増加に伴い、今では5人に増員している。現状がそのまま固定されるというわけではない。

- 今の議論の中で、裁判官の専門性という言葉が出て、その結果として、例えば、集約しなければうまくいかないというようなことがあった気がするが、裁判官の、幾つか先ほど取り上げられた、専門家というのか、一人前になるために、どういう年期であったり、プロセスであったり、あるいはこれを代替することが非常に難しいということなのかどうか、これは数値的には出ないと思うので、雰囲気を見せていただくということなのかもしれないが、その分野ごとの専門性の深さとか、壁の高さというのか、そこを伺いたい。
- 専門性の分野の問題は、どちらかといえば刑事問題よりも民事問題であるが、刑事では、例えば、東京地裁に租税専門部があるぐらいで、専門性で分野を分けることは余り普及していない。

民事でいうと、横浜地裁本庁では、行政、労働、医療、交通の集中部がある。交通が入っているのは、最近の交通訴訟というのは、怪我した人が新たな疾患に罹患したなどなかなか難しい医療的な側面も併有しているので、これも特殊な事件としている。

専門的な事件を扱う場合は、個人的に専門分野の知識の習得につき努力するが、集中部の中にはノウハウというものが蓄積されていて、書記官、それと同僚裁判官等から、事務処理のやり方を教えてもらったり、いろいろ文献

も残っているので、早期にノウハウを習熟することが可能である。

取り分け、東京では、知的財産権訴訟について、なかなか分野が難しいので、1回経験した人がまた戻ってきて裁判長をすとか、そういう養成の仕方もあるので、部に残るノウハウ、それと、その人たちが専門的にやることで、傍らごとに事件をやるよりは、集中的にそのことについて勉強していくことで、比較的早期に専門分野についての知識を習熟できるものだと考えている。

- 横浜地裁の本庁では、刑事部と民事部に分かれていて、民事は特殊部ということで専門化しているが、刑事部の場合には、特にそういう専門化はしていない。ふだん刑事部の裁判官は刑事事件だけ取り扱っているが、小さい支部に行くと、民事事件、刑事事件、家事事件等、同じ裁判官が複数の事件を扱っている。

刑事でも、東京地裁には租税部という特殊な部があり、全国の脱税事件の3分の1を取り扱っている。そこでは、かなり専門的なノウハウが蓄積されている。このほか東京地裁には、令状事件を専門に扱っている令状部があり、全国的にそういう令状部を持っているのは東京地裁と大阪地裁だけである。大阪地裁には脱税事件を専門的に扱う租税部もあるが、大阪は規模として、脱税事件が東京ほど多くないので、脱税事件の部で、脱税事件だけではなく、一般の事件も相当数扱っているという実態である。

ただ、横浜では、そういう特殊な刑事事件というのは余り多くないので、どの部も同じように、いろいろな事件を扱っている。

- 専門性がすぐに習得できるものであれば、専門訴訟はどこでも行えると思うが、交通事故といっても医療がかかわってくるように、育成も含めて、やはりそれなりに年期が必要ということになると、なかなかやはり難しいんだろうかと感じる。

■ 確かに、交通事故による症状として新たに脳脊髄液減少症という問題がで

てきた。

- 脳脊髄液減少症は、労働事件でも同じような問題が起きていて、どこかに転落された方が傷害を負ったときに、なかなか治らない、それをどう判断していくかというのは、ノウハウの伝達という意味でいくと、東京地裁とか大阪地裁、横浜地裁もそうだが、大きなところは、そういうノウハウを蓄積した裁判官が、それなりのノウハウを外に発表している。

例えば、東京地裁の保全部は、東京地裁保全研究会との名で、民事保全の実務という本などを公刊して、それが地方で余り件数を処理していない人たちに情報として提供され、それをみんなが読むというようにノウハウを広めている。

- そういうノウハウを広めていかなければならないということ、裏返していうと、すべての人がすべての分野に通用するというのは、なかなか難しい裁判官の仕事なんだということ、手触りを少し得たような気がする。それを前提に、どこで裁判を行うのが合理的かということを考えていかなければならない。

また、法曹三者の人口の推移をみて、司法に対するニーズが非常に高まっているのを実感した。銀行でも、弁護士に出向いてもらい、仕事を一緒にするというような状況も多いし、私自身も、お年寄りが詐欺まがいの手口に引っかかると、第二東京弁護士会の無料法律相談センターなどで、話を聞くこともあり、やはりいろいろ法律の世界で解決を求めたくなるということを身近に感じている。その結果、弁護士の数が増えているということはよく分かっている。

一方で、裁判官の数も、余り増えていないといわれるが、増えているというのが意外な発見である。2003年が2333名、2012年で2850名で、2割近く増えていて、私も公的セクターに身を置いているが、同じタイミングでは評価できないけれども、行政改革法だと、5年間で5%の人員

削減というのがあり、日本銀行も、独立行政法人等行政改革法という、国家機関と同じ横並びで網がかかって、つい二、三年前を目処に、5%人員を削るということをやっていた。裁判所も、そういう枠にはまるのかと思っていたが、少なくとも裁判官については、そういう司法のニーズの中で、人数が増えているということなので、これは、多少意外感があった。やはりそれは、ニーズに何かしら応えようという努力が、大きな日本の中での公務員の割り振りという中で、裁判官に優先的にあったということが如実に出ているような気がする。

とはいえ、恐らく、司法へのニーズの拡大テンポに、裁判官の数の拡大テンポが必ずしも十分ではないということが、弁護士の数の拡大との対比であるのだと思う。

公的セクター、とかく削られている中で、十分ではないかもしれないが、増えている。こうした増えているリソースをさらにどんどん増やしていくというのは、なかなか難しい環境であろうと思うので、増えているという割り当てられたリソースを、ぜひ有効的に使ってもらいたい。

効率的に使うという手段として、今、テレビ会議のようなシステムというような提言もあったが、ある種集約化して、そこで一定の水準を保って効率的に進めていくというのは、これは当然で、いろいろな工夫の中で、司法の質を上げていくというような努力をされていると感じた。今後も、効率的な、かつ質を上げていく努力をやっていただきたい。

- 私自身は、この横浜で弁護士をしているので、支部の方の立場というのは、なかなか分かりにくいところがあって、特に、一番今申し上げたいのは、司法制度改革があり、裁判員裁判であるとか労働審判であるとかというふうに、司法のいろいろな新しいシステム作りがなされたが、それが本庁中心に行われていて、支部のレベルで十分対応できていない。それが、ある意味では、地方のますます司法の過疎化という現象をもたらしていて、身近で裁判がで

きず、本庁への集中につながっているという、バランスの問題としてあるのではないか。

逆に弁護士は、東京や横浜では飽和状態になっているので、地方が随分増えた。神奈川でもそうだが、支部の人口や、弁護士人口がどんどん増えてきているにもかかわらず、そこでしかるべき司法というのが十分に行われていない。それは、市民サービスに十分につながっていない。そして、支部でそういう制度が運用されれば、支部管内でも、司法に対する需要がもっと掘り起こせるのではないか、そこで初めて国民に身近な司法というのが実現するのではないかと。こういう一つの大きな枠組みで、弁護士会としては考えている。

程度問題というところもあるが、やはり市民の皆様に、そこを理解していただきたい。

■ ありがとうございます。

□ 確かに、専門性は非常に重要なポイントである。しかし、もう一方、例えば家事事件をみると、専門性よりも、手をいかにかけるかということによって解決できていく分野が増加している。労働事件は、ある意味では専門性というより、むしろ普通の事件ではないか。だから、労働事件が専門部であること自身が異常だと思う。

なぜなら、5000万から6000万人の労働者が存在するが、残念ながら日本の経営者は、労働法を重視しない方が多いと私は思っている。そういう意味では、もっとそれは普遍化していかなければならないという問題意識もあるので、専門性というより、それは下のほうに下ろしていかなくちゃいけない。それは、政治が地方自治主体に移っていくのと同じというふうに思っている。だから、両方あるという問題提起をさせていただきたい。

■ ありがとうございます。

○ 市民にとって身近で利用しやすい裁判所という観点から、やはり裁判所の

適正な配置ということを考えなければいけないと思うが、例えば川崎の北部とか、横浜の北部とか、裁判所に遠い地域に出張所のようなものを配置してはどうか。

- 沿革的に、神奈川区に簡易裁判所があるが、将来的に、その配置がそれでいいのかということはあるかもしれない。
- 簡裁レベルで見ると、横浜と神奈川と保土ヶ谷と、比較的近いところにある。これは、沿革的なものがあるだろうが、それなら北のほうに1つ移してもらいたいとか、さらに言うと、横浜と神奈川と保土ヶ谷を統合できないのかとか、いろいろな、効率的に資源を使うという意味では、あり得ると思うが、そこはなかなか簡単にはいかないのではないか。
- 保土ヶ谷は不便である。
- 全国津々浦々にある司法ニーズにきちんと応えるには、どういうシステムがいいのかということについて、集中部システムでノウハウのある本庁で事件を取り扱うことについて意見を伺いたい。
- 裁判所のプレゼンテーションでは、支部と本庁では同じ事件を扱えるとの説明があったが、その後の議論を聞いていると、支部で扱えない事件は、横浜の本庁へ持って行ってくださいというような扱い方だというふうに理解した。なるべく、地域で扱えたものがその地域で解決できるようにしてほしい。市民が市民の権利を行使するのには、最高裁判所に言うのか、それとも裁判で市民権利が損なわれているということを訴えるのか、どんな方法で実現をする方法があるのか、教えてほしい。
- 前提として、本庁と支部で同じ事件を扱えると言ったのは、事件の種類のことである。民事事件も刑事事件も家事事件も労働事件もやっている。ただ、それを合議で、合議体として処理できる態勢まではできていないということである。
- しかし、なるべくなら、その支部で解決できたほうが、市民の立場として

はいい。

■ それは、そうかもしれないが、資源が限られている訳で、その中で、支部で合議をやるかどうかというのは、基本的には地方裁判所で判断できることになっているが、今の事件数等を考えると、まだそこまでの必要はない、交通事情等を考えると、まだ今の態勢を変えていくまでの必要はないと考えているというのが、裁判所の意見である。

○ 基礎的な自治体、市町村というレベルで言うと、下からの積み上がりで管轄が見えてくる。例えば町内会であるとか、横浜市であれば連合町内会とか、区域があつて、市域があつて、管轄が見えてくるが、国の行政機関であるとか司法の管轄は、実はどうやって作っているのかと、思っていた。

マスコミの委員からも、それぞれの事情に応じた態勢、支局や記者の置き方をされているということで、やはり基礎的な自治体、市町村ということでは、市町村また県ということでは、ルールとかセオリーがあるというよりは、それぞれの必要性で組み立てていくことになるのだが、どの世界も、世の中すべてが複雑化する中で、一方で高度化の要請があり、一方でコストダウンの要請があり、それを折り合わせていくので、どの世界でも苦勞があり、非常に軽々に無責任な発言ができない。

資源が限られているということからいえば、大体どこの世界でも同じような話があり、市役所の関係でいえば、例えば児童相談所のケースワーカーの数と児童虐待の数の追いかけっこであるとか、待機児童の数と保育園の数とか、開拓すればするほどという部分があるのと、開拓したから行政課題がより見えて解決されたという、非常に象徴的にいいことだという面と、両方の評価ができると思う。

今日の勘どころ、大きいところは、最高裁判所の規則で決まっていることについて、今日のプレゼンを受けて、委員として、最高裁判所の規則改正に向けて、なにを発言していけばいいのかというでスタンス議論を聞いてい

たが、この委員会はそういうところではない。

8年ほど前に区役所で、土曜開庁に向けての労使協議をやったことがある。そのときに、一般市民にアンケートを取って、土曜日や日曜日、区役所の窓口で転入届とか証明書の発行、戸籍課がやったほうがいいのかどうか、アンケートをして決めるという話があったが、市民の皆さんの意見を伺うには、そのアンケートの取り方が非常に問題になる。

何をやるにも、体制と資源の投入が必要になるので、回り回って市民税が増える。市民が負担する市民税が、仮に1円増えるが、土曜日開けたほうがいいのかという聞き方をすれば違うが、そういう聞き方はしない。当然、市民に、サービス向上したほうがいいのかと聞くと、皆いいと言うが、では、その分、回り回って、国の税金とか地方税1円上げるがそれでもいいのかと、本当に客観的な条件を示しながら、市民や国民の合意形成というのを、どちらかに偏らずに合意点を見出すとすると、やはりかかるコストも、回り回って全部、国民、市民のツケにはなる。

そういう意味では、非常に軽々に、市民サービスの向上のために、司法の地域性の前進のために、各支部でも取り扱える合議事件の範囲を増やしていったほうがいいのかと、言うのは簡単だが、無責任な発言はできない。

一方で、もし自分が不払いで困って、労働審判を受ける立場になった場合、収入がないが、相模原から横浜まで何回も通わなければいけないという個別の事情に対して、何か建物を建てて、そこで何とかの権限を付加するのではなく、何か個別的に救済するようなソフトウェアがないのかと思う。おそらく、自分がその問題の当事者になってみれば、大変だと感じる。現在、特に女性の問題であったり、非正規労働の問題が徐々に若い男性の問題にもなっているし、自殺者も減らない、本当につらい立場の人が世の中に増えている。

だから、誰に訴えたらいいんだろうという、そういう立場に立って考えたときに、やはり収入も全くないのに、例えば往復500円、たった500円

だろうと言われるかもしれないが、何回も何回も重ねると生活する上では大問題である。そのような事情に、個別的にケアできないものなのかと感じる。

- 補足すると、支部の設置については、昭和22年12月20日の最高裁判所の地方裁判所及び家庭裁判所設置規則というものがあり、同規則3条に、当該地方裁判所支部において取り扱う事務の一部を当該地方裁判所において取り扱い、または当該地方裁判所の他の支部に取り扱わせることができると規定されているので、合議制を取るかどうかというのは、最高裁が決めるといふよりは地方裁判所の裁判官会議というところで議決することになる。

ただ、当然のことながら、支部で合議制を取るかどうかということになると、合議制は裁判官3人を同じ時間帯拘束することになるので、1人で裁判を行うよりは、やはり人員も必要となるし、書記官の数、法廷のスペースといった問題もあるので、態勢の整備の必要性から、地方裁判所だけで軽々に判断することはできないので、上級庁の意見等を伺うことになる。

労働審判について、司法ネットということで、司法制度改革の中で法律扶助の関係も取り上げられている。法テラスに行けば、法律扶助というものを受けられることもでき、それで、司法的な、経済的に困っている人を救済する。

また、解雇されたり何かされた方については、別に給付等も用意されているので、そこである程度は救済もできて、その間に、労働審判の場合は最大で3回までに判断することになっており、1回で済んでしまうことも往々にしてある。実際の私の経験で言うと、3回までいくほうが少なく、2回ぐらいまでで終わってしまっていた。3回までいくのは、結論を1回持ち越したという感じのときが多くて、現実に横浜地裁では、そのような運用がされている。

- 分かりました。

そうすると、交通費の負担が、多くて3回分ということか。

□ 審判は3回かもしれないが、そのために弁護士との打合せをどれだけやっているかということである。半年かけて、とにかく電話とメールでやりとりしたりと、氷山の下にある打合せの時間がものすごくかかっているということだけ、付け加えさせていただきたい。

■ ただ、裁判所がどこでやっているかという問題とは、直接はかかわらないのではないか。

□ 直接はかかわらない。

□ 裁判所の関連する予算が少な過ぎるのではないか。

今年度の裁判所関係予算は約3150億円だが、1年前とそれほど変わらず、横ばい状態である。平成21年度のデータでは、補正予算のエコカー補助金が3700億円もあり、裁判所の関連予算よりもこちらのほうが多い状態である。国家予算、三権の一つであるにもかかわらず、司法関連予算というのが少な過ぎる。やはり、もっと司法に、身近で利用しやすい司法にしていくためには、国家財政厳しい折だが、もっと予算をかけなくてはいけないのではないか。

先ほどの裁判官も増えているという発言について、確かにこの10年で600人ぐらい増えている。その反面、全国で見ると、203か所支部があるが、46か所の支部で、裁判官が常駐していない支部があり、少ないところでは、月に2回しか裁判が開かれないということもある。全国的に見たらまだまだ裁判官は足りないのではないか。

最後に1点だけ、効率化という観点から、本庁に集中すべきという話もあったが、そうすると、国民に身近な司法という観点からはどうか。元裁判官で今弁護士になっている方から聞いたが、支部からどんどん取り扱える事件が少なくなり、本庁に集約されると、裁判所の裁判官も含めた職員の士気が落ちてしまう、モチベーションも下がってしまうというふうな話もあった。それは、地域の司法にとっていいことなのかという問題もあるのではないか。

■ 今の問題と離れて、支部など、いろいろなことで、いろいろな人から苦情が来たりといったことがあると思うが、裁判所から何かあれば発言いただきたい。

□ 予算の関係について、補足をさせていただくと、約3000億円くらい裁判所の予算があり、そのうちの約9割、88%くらいが裁判官あるいは職員の給料といった人件費である。現在、国の予算に占める割合は0.3%だが、本来は1%ぐらいはないとおかしいのではないかという議論もある。そうすると、裁判所の予算を3倍にして1兆円にするということになるが、今の2つの話を合わせると、職員を3倍に、裁判所の数を3倍にするということになる。

増員がいかに難しいかということは、先ほどお話があったけれども、それと併せ考えると、0.3%だとおかしい、あるいは3000億円だから足りないということではなく、本当に必要なところに必要なお金を投入していくことが求められているということであろう。

一般に、裁判所について要望が、昔は結構あったが、最近は施設のにも充実してきて、あえて言われるとすると、駐車場が足りないとか、バリアフリーがまだ不十分だとか、そういうお話はあるが、例えば駐車場が狭いというのは、川崎支部とか小田原支部というのは、事件増に対応するために庁舎を増設している。そうすると、おのずと敷地は限られているので、駐車場を潰して建てる。そうすると駐車場が足りなくなると、こういう悪循環になっている。

構造についても、昔はやはり、重厚で威厳がある裁判所というのを造っていた。階段があって、ひれ伏すような、そういう感じの裁判所が多かったが、最近では、利用しやすい裁判所ということで、敷居を低くして、スロープもついていて、使いやすい裁判所というのを造るようになっている。

例えば、裁判員裁判が始まる時には、裁判官が上から見下ろすのではな

くて、もっと視線を下げるべきじゃないかと、こういう議論があった。それで、どこの裁判所も、20センチぐらい法壇を下げて、低い視線で当事者の方と接するような、そういう取り組みをしたということもあるし、利用する方の立場に立って庁舎内に限らず、裁判所まで駅からどうやって来るのかということにも配慮してサイン計画をするというような対応をしてきている。

一番新しいところで、12月にできる横須賀の支部では、明るい庁舎であるとか、利用しやすいというところに配慮した庁舎造りができているというふうに思っている。

■ この辺で意見交換は終了ということにさせていただきたい。

(6) 次回のテーマ及び開催日時

ア 次回のテーマ

「横浜地方裁判所横須賀支部庁舎の視察」

イ 次回の開催日時の決定

平成25年5月22日（水）午後3時～午後5時

以 上